介護保険

お問合せ
福祉介護課介護保険係
☎029-885-0340
(内)113・132・135

介護サービス、総合事業を利用するには

65歳以上の方が、介護や支援が必要になったときや介護予防のために「介護保険」「介護予防・日常生活支援総合事業」があります。

◎利用までの流れ

役場福祉介護課窓口へ相談

要介護認定が必要 介護サービスを使いたい

介護予防をしたい

要介護・要支援認定を受けます

要介護・要支援認定を受けるには…
①申請書を提出します
②認定調査を受けます
③かかりつけの医師へ主治医意見書を依頼します

基本チェックリストを受けます

生活機能の低下が見られるかどうか、25個の質問に回答します

生活機能の低下が見られる

自立した生活がおくれる

要介護1～5

要支援1・2

非該当

介護保険の介護サービスが利用できます

・居宅サービス
（訪問介護・通所介護等）
・施設サービス　等

生活上の困りごとは地域包括支援センターへ

介護保険の介護予防サービスが利用できます

・居宅サービス
（訪問看護・福祉用具貸与等）

介護予防・日常生活支援総合事業が使えます

介護予防・生活支援サービス事業

・訪問型サービス
・通所型サービス

一般介護予防事業

・介護予防教室
・やまゆり運動教室
等